

明石市立知的障害者福祉施設（木の根学園）の 指定管理者候補者について

地方自治法、明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び明石市知的障害者福祉施設設置条例に基づき、「公の施設」である明石市立木の根学園について、令和５年４月１日から指定管理者による管理運営を行うため、次のとおり、指定管理者の指定に係る手続を進め、指定管理者候補者を選定した。

なお、当該施設については、明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第２条ただし書の規定に基づき、公募を行わず市長が適当と認める団体を特定し指定の手続を進めてきたが、指定管理者の指定に際しては地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要があり、以下は、指定をする前段階としての“選定”結果である。

１ 指定管理対象施設及び指定期間

- (１) 名 称 明石市立木の根学園
- (２) 所 在 地 明石市大久保町大窪２７５２番地
- (３) 指定期間 令和５年４月１日から令和１０年３月３１日

２ 指定管理者候補者

- (１) 団 体 名 社会福祉法人 明桜会
(代表者) 理事長 日下 孝明
- (２) 所 在 地 明石市大久保町大窪２７５２番１

３ 指定管理者が行う業務

- (１) 明石市立知的障害者福祉施設の運営に関する業務
- (２) 自主事業に関する業務
- (３) 施設等維持管理に関する業務
- (４) 備品等管理に関する業務
- (５) 行政財産使用許可に関する業務
- (６) 運動場の管理に関する業務
- (７) 事業系一般廃棄物等の処理に関する業務
- (８) その他業務

４ 指定管理者の指定までの手続き

- (１) 仕様書の提示 令和４年 ７月２６日
- (２) 事業計画等の受理 令和４年 ８月３１日
- (３) 提案内容の審査 令和４年 ９月１日～令和４年９月２２日
- (４) 指定議案 令和４年１２月市議会提案
- (５) 指定の通知 令和４年１２月
- (６) 協定の締結 令和５年 １～３月
- (７) 指定管理者制度開始 令和５年 ４月１日

5 公募しない理由

- (1) 明石市立知的障害者福祉施設（木の根学園）（以下「施設」という。）は、知的障害者の福祉の増進を図るために設置されており、この設置目的を効果的に達成することができる団体を指定管理者として指定する必要があること。
- (2) 社会福祉法人明桜会は、知的障害者の入所施設運営及び生活介護事業等の障害福祉サービスの提供実績があり、専門的ノウハウと人材を有していること。
- (3) 同法人は、現在も施設の管理運営の委託先であり、事業の継続性という点からも指定管理者として適当と認められること。
- (4) 明石市地域防災計画において、災害緊急時には、施設が福祉避難所として位置付けられており、同法人が運営する他施設についても福祉避難所としての役割を担っていること。

6 審査結果の概要

- ・現在の指定管理では、月に数回、土曜日にも開園するなど、利用者・保護者のニーズに応える取組や、個々の特性に応じたきめ細かなサービス・支援の提供がなされており、利用者・保護者との信頼関係の構築が図られている。
- ・通園時の送迎では、送迎サービスの拡充により利用者宅付近までの送迎が実施され、利用者世帯の負担軽減が図られている。
- ・施設の特色となっている焼菓子製造について、利用者の状況に応じて製造・販売を行っているが、納期・販売量等について、従来からのネットワークを生かし、関係先との円滑な調整を行うことが期待できる。
- ・利用者の重度化・高齢化に対応するためのプログラム（利用者に多様な選択肢を提供するため、これまで余暇支援的な位置付けであった運動機会・レクリエーション・農耕園芸療法等を定期活動に組み入れること）が企画・提案されており、今後も変化する利用者ニーズへのきめ細かな対応が期待できる。
- ・運営体制（人員配置）は、市が求める水準以上の確保に加え、職員に対しての研修と指導監督について計画されており、総合的な支援体制が構築されている。
- ・収支計画は妥当であり、添付書類目録から財政基盤にも問題は無いと考えられる。